

ワクチン接種業務に関する謝金支払い求人への対応について

「謝金支払い求人」とは

求職者と雇用契約を締結せず、謝金支払いにより報酬を提供する契約を締結する求人です。
 謝金支払いの求人で就業した場合、労働関係法上の労働者に該当しないため、労災保険が適用されません。
 そのため、無料職業紹介事業（eナースセンター）には求人登録ができません。

■自治体からのワクチン接種業務に関する謝金支払い求人に関する相談があった場合の対応について

厚生労働省からの通知（事務連絡「ワクチン接種のための潜在看護職のさらなる活用について」令和3年6月3日、医政局看護課）に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種業務に関する謝金支払いの求人に関し、以下の対応に基づき、求職者へ情報提供をお願いいたします。

1. 謝金支払いの求人の受付

謝金支払いの求人として支援を行う場合は、自治体から求人情報を受け取ってください。
 様式に指定はございませんが、求職者が就業条件を確認できるよう職業安定法で定められている労働条件の明示（以下参照）に含まれる項目が提示されていることが望ましいことをお伝えください。

【職業安定法 第5条の3に基づく労働条件の明示】

業務内容、契約期間、就業場所、労働時間・休日、賃金、

社会保険・労働保険の適用 ← 謝金求人は適用外となるため、就業者が安心して就業できるよう民間の傷害保険への加入を確認してください。

2. 謝金支払いの募集情報に関する看護職への情報提供について

自治体から受理した謝金支払いの求人の情報について、ワクチン接種業務に関する就業を希望している看護職に情報提供を行ってください。合わせて、本求人が雇用締結されるものではないこと、労災保険の加入対象にならないことをご説明ください。

3. 情報提供の実績管理について

謝金支払いの求人についても都道府県ナースセンターがワクチン接種業務に関する看護職確保の支援を行ったことが分かるよう、求人情報と情報提供（支援）を行った求職者の情報を記録してください。

※様式については、別途、中央ナースセンターから都道府県ナースセンターにお送りいたします。

本情報については、中央ナースセンターより都道府県ナースセンターに情報提供を依頼し、厚生労働省医政局看護課と情報共有いたします。